

## 平成30年第3回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月26日（月）  
午後2時00分から午後4時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（19人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎					
会長代理	2 番	太田 尚臣					
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊	
	6 番	志田 邦彦	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海	
	9 番	高口 和子	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	
	12 番	松尾 均	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	
	15 番	朝長 久夫	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	
	18 番	水嶋 政明	19 番	三枝 政人			
5. 欠席委員（0人）
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第15号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第16号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について  
議案第17号 非農地通知の対象とすることの決定について
7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴  
主任主事：谷内美佳
8. 会議の概要

事務局 只今から平成30年西海市農業委員会第3回総会を開会いたします。本日、全員出席でございます。

出席委員は在任委員19名中19名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定

する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、4番：山崎委員、5番：松崎委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。資料は2頁になります。物件は西彼町八木原郷字土井行、の畑、計1筆・5,075㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り受け人に関する事項については議案書記載のとおりです。本件は平成27年( )第 号土地所有権移転登記手続請求事件に関する平成28年 月 日付、確定判決に基づく土地所有者4名の内、一人の持分6分の1の申請者に対する売買による所有権移転が判決により確定された分の案件で、裁判の確定により売却が決定したため、農地法第3条による許可申請手続きを行うものです。裁判の判決による売却のため、譲り受け人の単独申請となっています。申請事由は議案書記載のとおりで、権利種別は所有権移転売買となっています。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は3頁から11頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁から7頁に現況写真、8頁は字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。9頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅から申請地まで約5km、車で約8分のところに申請地がある状況です。10・11頁に裁判関係資料の抜粋を添付しています。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは1番について補足説明を地区担当委員をお願いします。

17番 このような案件は初めてでございますので、説明に足りない部分があるかもしれませんが、そこは11番委員にもお加勢を頂いて説明したいと思います。先日、11番委員、地区担当推進委員、申請人立会

いの下、現地の確認及び申請人から聴き取りを行いました。申請人によれば共有者の内の一人、つまり今回の譲り渡し人から売買の申し込みがあり金銭のやり取りまで行っていたが、ほか3人の共有者から同意が得られなかったため裁判になったということでした。申請人の話だけでは片手落ちではないかという判断から、該当地区の推進委員を通じてほかの共有者の一人から話を聞くことができました。話では譲り渡し人は居所不明で連絡が取れないということでした。兄弟の方の話では以前トラブルになりかけたことがあり同意しなかったということで、権利として持分6分の1があるが、どの箇所か分からないし、先行きが不安であるということでした。将来的に何か支障がある場合は仲介等含め我々農業委員会として対処していくことになる訳ですが、現時点での状況としては以上です。あとは皆様のご審議に委ねたいと思います。

1 1 番 今、17番委員から説明があったとおりですが、当初は裁判の判決の写しが添付されていたので、現地を見るまでも無いのかという思いもありましたが、現地に行って申請人の話を聞き、兄弟さんの話を聞く中で申請者の農家としてのあり方について疑義が生じました。権利移転後は馬鈴薯を栽培する予定としていますが、農業をしている印象がありません。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件等に照らしますと疑問が残りますし、裁判に至った経過にも若干疑問があります。判決があるのでどういう風に結論付ければいいのか分かりませんが、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第14号の「1番」について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

議 長 共有持分について少し説明いただけますか。

1 7 番 6分の1がどの部分と言うわけではなく、当該申請地全体の6分の1ということです。

事務局 共有持分の6分の1ということから、その分の権利は認めるとしても場所を特定させることは残ると言うことになります。あくまでも裁判所の判決に基づいた申請であります。

1 7 番 裁判所の判決があるわけですから、よほどのことがない限り不許可とはならないかと思いますが、仮に不許可とした場合、どのようなケースが想定されますか。

1 8 番           ご指摘のとおり裁判までの経過等、真偽が定かでないところもあるようですが、判決が出ている以上明らかに不適なる要件がない限り、農業委員会として不許可には出来ないのではないですか。

2 番            共有持分の6分の1と言うことで、場所の確定はされていないということですが、この場合、当委員会として許可が出来るのですか。

事務局          今回は判決に基づくものですが、共有持分の譲渡は持分の移転そのものであり農地法3条の規制対象になります。また、今回の裁判の結果に基づいて各共有者までの相続登記手続きは完了しております。従って農地法3条の資格要件を満たしておれば許可となり、そうでなければ不許可と言うことでもあります。11番委員の説明にありましたように全部効率利用要件及び農作業常時従事要件等を満たしていないと言うことであれば、不許可と言うことも考えられます。

議 長          所有農地が12,927㎡で、内耕作面積が7,000㎡となっていますが、実際のところ農業をしているのか、農地を効率的に利用する見込みがあるのか、そのあたりは如何ですか。

1 7 番          他の農地をみても耕作しているようには見えませんが。

1 1 番          そもそもこの方は■■■■の仕事をしていたと記憶しております。一箇所だけ野菜を作っているようですがほとんど見たことはありません。

1 8 番          今回は保留して、全部効率利用要件及び農作業常時従事要件、農機具の所有状況について再度調査をすることは出来ないのですか。

事務局          留保の件につきましては、許可案件の標準処理日数の関係等もありますので、申請者（代理人）に状況を説明してから再度協議いただきたいと思えます。

議 長          ここで暫時休憩といたします。

～ 暫時休憩 ～

議 長          会議を再開します。  
事務局より説明を求めます。

事務局 申請者（代理人）に状況を説明し、当事者にも確認が取れました。本件につきまして、再調査をすることについて異論はないということでした。

議長 皆さんにお謀りします。

本件については一旦保留とし、その全部効率利用要件及び農作業常時従事要件、農機具の所有状況等について再度調査をすることについてご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」については保留とし、再調査することといたします。

なお、調査担当の委員については事務局で決定し、後日連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 次に議案第15号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 資料の12頁をお願いします。議案第15号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する.となっています。

13頁は農地利用集積計画集計表です。今回は個人間の賃貸借、計1筆・1,971㎡、「使用貸借権・賃貸借権設定」（県公社借入分）、計5筆・9,412㎡が計上されています。

14頁は個人間の賃貸借の1件・1筆・1,971㎡の詳細となっています。15頁は県公社が借入を行う分で、使用貸借「5年」のもの3筆、使用貸借「15年」のもの1筆、賃貸借「30年」のもの1筆、計4者・5筆分の各筆明細となっています。1番から2番の2筆については、いちご部会の会員が取り組むA to Aの農地中間管理事業分となっています。3番から4番の2筆については西彼町の担い手の方が取り組む農地中間管理事業分、5番の1筆は西海町の担い手の方が取り組む農地中間管理事業分となっており、各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。16頁に個人間の利用集積分の借り手の経営状況を添付しております。農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明を地区担当委員お願いします。

5 番 本件は私が相談を受けて対応した案件でありまして、貸し手とも借り手とも話をいたしました。貸し手の方も荒れるより耕作してもらったほうが良いと言うことで、また、借り手の方は市外からですが、西海市に農地を探していたとのことで、近隣に適地があれば更に借り受けたいとのことでした。専業で農業経営に熱心な方で特段問題はないと判断いたします。よろしくご審議ください。

議 長 ただ今、議案第15号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第15号「農地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第16号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 17頁をお願いします。議案第16号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画に関する意見について」農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は18頁から21頁です。先ほど18頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地5筆に対して、県農業振興公社から「4者」に対し、使用貸借「5年」のもの3筆、使用貸借「15年」のもの1筆、賃貸借「30年」のもの1筆、の合計5筆の配分の各筆明細となっています。1番から2番の2筆については、いちご部会の会員が取り組むA to Aの農地中間管理事業分となっています。3番から4番の2筆については西彼町の担い手の方が取り組む農地中間管理事業分、5番の1筆は西海町の担い手の方が取り組む農地中間管理事業分となっており、各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。各筆の地番・面積・地目・賃貸借等の詳細につき

ましては、議案書を参照ください。19頁から22頁にそれぞれの借り手・4者分の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 補足説明を地区担当委員お願いします。

12番 1番、2番については専業農家で経営状態もいほうだと思われまし、後継者もおりますので何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

17番 3番について、果樹、路地野菜、水稻を栽培しておられ、大変熱心に営農活動をされております。地域の中堅で将来を嘱望される方でございます。4番につきましては、現在息子さん夫婦と野菜を作っておられ、頑張っておりますので何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

5番 5番の方ですが、すでに何回か配分を受けておられ、オリーブ栽培を熱心にやっております。耕作放棄地の解消にも一役買っている方でございますので問題はないものと思います。よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第16号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第16号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議長 次に議案第17号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料は23頁をお願いします。議案第17号「非農地通知の対象とする事の決定について」を説明いたします。今回は1件・

2筆・4, 391㎡について、審議を頂きたいと思います。今回、申請者の方は1件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

説明に入ります。1件目は1番の1筆となり、資料は172頁から176頁です。所有者は大瀬戸町多以良内郷の方です。24頁に位置図、25頁に付近近況図、26頁に対象地の現況写真、27頁に字図、28頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 補足説明を担当委員お願いします。

15番 先日、地区担当推進委員と現地を確認いたしました。以前は果樹園だったと記憶しておりますが、現在は雑木が繁り山林化しており農地として復元する事は困難と判断いたしましたのでよろしくお願い致します。

議 長 ただ今、議案第17号について説明がありました。  
皆さんから何か意見等ありませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第17号「非農地通知の対象とすることの決定について」は非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。  
次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は29頁になります。平成30年3月受付 農地改良等届について説明をいたします。「1番」を説明します。申請地は所在が西彼町白似田郷字鳥越の1筆、地目・田、面積2,918㎡の届出となっています。申請地の地目・面積と申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。関係資料



は30頁から36頁で、30頁に位置図、31頁に付近近況図、32頁に現況写真、33頁に字図、34頁に航空写真、35頁に被害防除計画書、36頁に平面図・断面図をつけています。35頁に戻り、申請地の造成計画内容ですが、盛土を行う（最高1.5m）。被害防除措置として、法面保護をする。盛土法面は、土壌改良剤を盛土土と攪拌改良して雨水による土の流出を防ぐ措置を行う。また、河川の水位が上がって侵食しないようコンクリートによる土堤の補強を行う。山側からの雨水は、山側に排水路を設け直接水路に流れ込まないように施工する。近傍農地の日照、通風、耕作等への影響については、隣接する土地に耕作地はない。日照や著しい影響を及ぼす要因は特段ないものとする。排水計画については雨水を水路放流下する。雨水は畑地脇に設けた排水路を通り河川へと流れ込むとなっています。工期は平成30年4月1日から6月30日まで。農地改良届に関する事務局からの説明は以上です。

議 長       ただ今事務局から報告事項について説明がありました。何か意見等ありませんか。

              ないようでしたら、ただ今、報告及び説明があったとおり届出について承認することといたします。

議 長       以上で全ての審議は終了しました。  
              皆さんのほうから何かありませんか。

議 長       ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

              次回総会は

              日時 平成30年4月26日(木) 午後3時00分から  
              場所 西海橋物産館「魚魚の宿」

              これもちまして西海市農業委員会第3回総会を閉会いたします。  
              お疲れ様でした。

平成30年3月26日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人